

「かがわの食」観光客 SNS 情報発信業務委託契約に係る企画提案方式  
(プロポーザル方式) による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和7年5月9日

一般財団法人かがわ県産品振興機構 理事長

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 「かがわの食」観光客 SNS 情報発信業務
- (2) 委託期間 契約締結の日～令和7年12月15日
- (3) 契約限度額 1,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (4) 委託業務の概要 別添「『かがわの食』観光客 SNS 情報発信業務仕様書」のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領(平成11年香川県告示第787号)に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者
- (5) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有している者
- (6) 香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有しかつその長を代理人として香川県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者

3 応募方法及び応募資格要件の確認結果の通知

- (1) 応募意思表明書(様式1)及び2に掲げる応募資格要件に適合することを証明する書類(以下「応募意思表明書等」という。)を15に示した場所に持参又は郵送(期間内必着)により提出してください。

(受付期間) 令和7年5月9日(金)から令和7年5月20日(火)まで  
(土・日曜日を除く。)

(受付時間) 8:30～12:00、13:00～17:15
- (2) 応募意思表明書等
  - ① 応募意思表明書(様式1) 1部
  - ② 企画提案者の概要がわかる書類(様式任意) 1部  
・会社案内、パンフレット等によることでも可とします。

- ③ 香川県税（全ての税目）に滞納のない旨の証明書 1部
  - ・応募意思表明書の提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限ります。
  - ・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明してください。
- ④ 決算状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） 1部
- ⑤ 登記事項証明書 1部
  - ・応募意思表明書の提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限ります。
  - ・写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明してください。

## (2) 応募資格要件の確認結果の通知

応募意思表明書等を提出した者全員に対し、令和7年5月23日（金）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

なお、応募意思表明書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出してください。

## 4 説明会

説明会は開催しません。

## 5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 6 質問の提出及び回答方法

質問は、質問書（様式3）により、令和7年5月27日（火）15時までに15に示した場所に持参、電子メール又はFAXにより提出してください。応募者からあった質問事項は、令和7年5月29日（木）までに応募資格要件に適合する者全員に電子メール又はFAXにて回答します。

## 7 企画提案書の提出方法

応募資格要件に適合した者は、仕様書に基づき作成した企画提案書（添付書類を含む。）を15に示した場所に持参又は郵送により提出してください。

（提出書類）

- ① 企画提案書
  - ・提出部数 7部（正本：社名入り1部、副本：社名なし6部）
  - ・企画提案書の副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないでください。
- ② 見積書（様式任意）
  - ・提出部数 7部（正本：社名入り1部、副本：社名なし6部）
  - ・見積書の正本は、代表者の職・氏名を記載の上、押印又は責任者、担当者の職・氏名及び連絡先を記載することで押印省略したいずれかの書類を提出してください。
  - ・見積書の副本には商号、商標、業者名等が判別可能な文字・記号等を記載しないでください。

・見積書のあて先は、「一般財団法人かがわ県産品振興機構 理事長」としてください。  
 (受付期間) 令和7年5月27日(火)から令和7年6月17日(火)まで(土・日曜日を除く。)  
 (受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

## 8 選定方法

一般財団法人かがわ県産品振興機構(以下「機構」という。)が設置する「『かがわの食』観光客SNS情報発信業務企画競争審査会」において、提出された企画提案書等による書類審査を実施し、契約の候補者を選定します。

## 9 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、審査会委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とします。

### (1) 評価項目・配点

評価項目		配点 100
1 技術力・組織体制	事業実施に必要な技術力・組織体制が整っているか。	10
2 コンセプト	機構の意図を分析し、説得力のある企画コンセプトとなっているか。	5
3 実施スケジュール	実施スケジュールと工程に具体性・妥当性があり、本事業の仕様と合致しているか。	5
4 プロモーション内容	① 活用するソーシャルメディア及び起用するインフルエンサーが目的を達成するのに効果的であるか。	20
	② 発信内容や動画コンテンツの構成及び公式サイト・SNSへの誘導方法は効果的なものとなっているか。	25
	③ 配信スケジュール及びボリュームは適切であるか。	25
	④ その他、効果的なプロモーションが提案されているか。	10

## (2) 評価基準

各項目ごとに下記の5段階により評価します。

配点	非常によい(効果的な)内容である	よい(効果的な)内容である	普通	劣った内容である	非常に劣った内容である
25	25	20	15	10	5
20	20	16	12	8	4
10	10	8	6	4	2
5	5	4	3	2	1

## (3) 受託者の決定

- ① 各審査委員の評価点数の合計を算出し、評価点数が最も高い1者を契約候補者として選定します。ただし、評価点数の平均が60点以上の場合とします。
- ② 最も評価点数が高い者が2者以上あるときは、(1)-4の点数が高い者を契約候補者として選定します。(1)-4が同得点の場合は、審査員の協議により優劣を決定します。
- ③ 企画提案者が1者の場合は、評価点数の平均が60点以上で契約候補者とします。

## 10 審査結果

審査結果は、全ての企画提案者に対して令和7年7月2日(水)までに書面にて通知します。なお、審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合は、契約候補者なしとします。

## 11 契約の締結

選定した契約候補者と機構が協議し、提案された内容を基本として委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。

なお、選定した契約候補者と機構との契約が調わなかった場合には、審査結果の評価が次に高い応募者と協議を行います。

## 12 契約書作成の要否

要します。

## 13 電子契約の可否

否とします。

## 14 その他

- (1) 提出書類の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 提出書類等は返却しません。

## 15 応募・照会先

一般財団法人かがわ県産品振興機構 販路開拓部 担当者：福岡  
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号(香川県交流推進部県産品振興課内)  
TEL:087-832-3383 FAX:087-826-0237

E-mail : af8377@pref.kagawa.lg.jp

16 スケジュール

- 5月 9日 (金) 公募開始
- 5月 20日 (火) 応募意思表示書受付締切り
- 5月 23日 (金) 応募資格要件の確認結果通知
- 5月 27日 (火) 質問の受付締切り
- 5月 29日 (木) 質問への回答及び閲覧
- 6月 17日 (火) 企画提案書受付締切り
- 6月 20日 (金) 審査会 (書類審査)
- 7月 2日 (水) 審査結果通知
- 7月上旬 契約締結